

# 令和5年度「水防に関する出前講座」実施要領

## 1 趣旨

平成29年4月に施行した「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」第8条において、県民一人ひとりが、水防についての認識を深め、水防活動の一層の充実を図るため、「徳島県水防の日」を6月5日と決めました。また、同条例において徳島県水防の日の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとしています。

徳島県では、この行事の一環として、次世代を担う小学生を対象に「水防に関する出前講座」を次のとおり実施します。

## 2 開催日時

平日（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで）

※通年での開催となっています。

## 3 開催場所

実施校内の体育館、教室又は多目的スペース等

## 4 募集対象

小学4年生から6年生

## 5 募集内容

学校単位での参加人数 20名程度～50名程度

【注意事項】 ・1学年の人数が少ない場合は、複数学年合同での実施も可能です。

## 6 実施内容

子供たちに、身近な河川を通して、洪水の危険や水防活動の重要性等、水防への認識を高めてもらうため、次の内容を想定していますが、詳細な内容については、実施校決定後に調整をさせていただきます。

治水・水防等に関する講座	パソコン、スクリーンを使用して、本県の河川の特徴や洪水被害を軽減するための取り組み等を紹介。
水防技術体験	水防活動に関する学習を行い、実際にロープワーク等の技術を体験することで理解を深めます。

【注意事項】 ・説明者との調整や説明内容の選定は、当方で行います。

## 7 応募方法

講座開催予定の1ヶ月前までに別紙応募用紙に必要事項を記入し、徳島県県土整備部水管理政策課へ提出して下さい。

## 8 応募先及び問合せ先

徳島県県土整備部水管理政策課 坂東、吉田

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2625 ファクシミリ 088-621-2870

メール bandou\_tomoaki\_1@pref.tokushima.jp